

## ○不正行為を行った関係者の処分について【抜粋】

### I. 国立大学法人福島大学職員就業規則【抜粋】※事業場によって条項の違いあり

(懲戒)

**第46条** 職員が、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行うことがある。

- 一 この規則又は本学の定める諸規程に違反したとき
- 二 職務上の義務に違反したとき
- 三 故意又は重大な過失により本学に損害を与えたとき
- 四 正当な理由なしに無断欠勤したとき
- 五 正当な理由なしにしばしば遅刻、早退する等勤務を怠ったとき
- 六 刑法上の犯罪に該当する行為があったとき
- 七 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけたとき
- 八 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱したとき
- 九 重大な経歴詐称をしたとき
- 十 前各号に準ずる行為があったとき

2 前項に基づく懲戒処分にあたっては、理由を本人に明示し、弁明の機会を与える。

(懲戒の種類・内容)

**第47条** 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- 一 戒告 責任を確認し、将来を戒める。
- 二 減給 始末書を提出させるほか、給与を減額する。この場合において、1件の減給額は、平均賃金の1日分の2分の1を超えないこと、複数の懲戒事由が重なった場合の減給総額は当該月の給与総額の10分の1を超えないこととする。
- 三 出勤停止 始末書を提出させるほか、1日以上1年以内を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- 四 諭旨解雇 退職を勧告する。勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
- 五 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。

2 職員の懲戒について必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学職員懲戒規程」による。

## II. 国立大学法人福島大学職員懲戒規程【抜粋】

(懲戒処分の原則)

**第3条** 懲戒処分は、原則として別紙「懲戒処分基準」に該当する行為についてこれを行う。

- 2 「懲戒処分基準」に定められる以前に行った行為に対しては、懲戒処分は行わない。
- 3 懲戒処分は、同一の行為に対して、重ねて行うことはできない。
- 4 懲戒処分は、同じ程度に違反した行為に対して、前条各号に掲げる懲戒の種類、程度が異なってはならない。
- 5 「懲戒処分基準」に掲げられていない非違行為は、「懲戒処分基準」に掲げる取扱いを参考として判断し、懲戒処分とすることがある。

(懲戒の審査手続き)

**第4条** 職員に対する懲戒処分は、教育職員（附属学校教員を除く。以下同じ。）にあつては国立大学法人福島大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）、附属学校教員及び事務系職員にあつては国立大学法人福島大学役員会（以下「役員会」という。）の審査を経て、学長が行うものとする。

- 2 教育研究評議会及び役員会は、前項の審査を行うに当たっては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 3 教育研究評議会及び役員会は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。
- 4 教育研究評議会及び役員会は、第1項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。
- 5 前3項に規定するもののほか、第1項の審査に関して必要な事項は、別に定める「国立大学法人福島大学教員の懲戒等の審査に関する細則」及び「国立大学法人福島大学職員の懲戒の手続きに関する申合せ」による。

(懲戒処分の量定)

**第5条** 量定の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

- 一 非違行為の動機、態様及び結果
- 二 故意又は過失の程度
- 三 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係

四 他の職員及び社会に与える影響

五 過去の非違行為の有無

六 日頃の勤務態度や非違行為後の対応

2 量定については、別紙の「懲戒処分基準」による。ただし、個別の事案の内容によっては、「懲戒処分基準」に掲げる量定以外とする場合もあるものとする。

### Ⅲ. 懲戒処分基準【抜粋】

懲戒処分基準は、下記のとおりとする。本基準は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものであり、本基準に掲げられていない非違行為についても、懲戒の対象となり得るものである。これらについては本基準に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。ただし、懲戒事由に該当した行為の内容及び懲戒事由を行った者の反省の程度等の情状を酌量し、教育研究評議会又は役員会において処分の加重、減免を行うことができる。

#### 1 一般服務関係

##### (6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

##### (9) 入札談合等に関する行為

入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、懲戒解雇、諭旨解雇又は出勤停止とする。

#### 2 資金物品の取扱い関係

##### (1) 横領

大学の業務運営のための資金（以下「資金」という。）又は大学の所有にかかる物品（以下「物品」という。）を横領した職員は、懲戒解雇とする。

##### (2) 窃取

資金又は物品を窃取した職員は、懲戒解雇とする。

##### (3) 詐取

人を欺いて資金又は物品を交付させた職員は、懲戒解雇する。

##### (8) 諸給与の違反支払・不適正受給

故意に法人の規程に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、

又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

(9) 資金物品の処理不適正

自己保管中の資金の流用等資金又は物品の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

6 研究活動上の不正行為関係

福島大学公正研究規則に定める研究活動上の不正行為をした職員は、懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止、減給、又は戒告とする。

7 教育研究費の不正使用関係

国立大学法人福島大学教育研究費の取扱いに関する規程に定める教育研究費の不正使用を行った職員は、懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止、減給、又は戒告とする。

8 安全保障輸出管理上の違反行為関係

福島大学安全保障輸出管理規程に定める違反行為をした職員は、懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止、減給、又は戒告とする。

9 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、出勤停止又は減給とする。